

平成 20 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 清水 正 孝
(コード番号：9501 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03 - 6373 - 1111)

電気料金に係る燃料費調整の特別措置について

当社は、平成 21 年 1 月分から 3 月分までの電気料金に係る燃料費調整について、お客さまご負担の平準化を目的とした特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣に対して、「電気事業法第 21 条第 1 項ただし書き」にもとづく認可申請をいたしました。なお、本措置は、ご家庭など低圧（100 ボルトまたは 200 ボルト）で受電されるお客さまを対象といたします。

1. 特別措置の実施にあたって

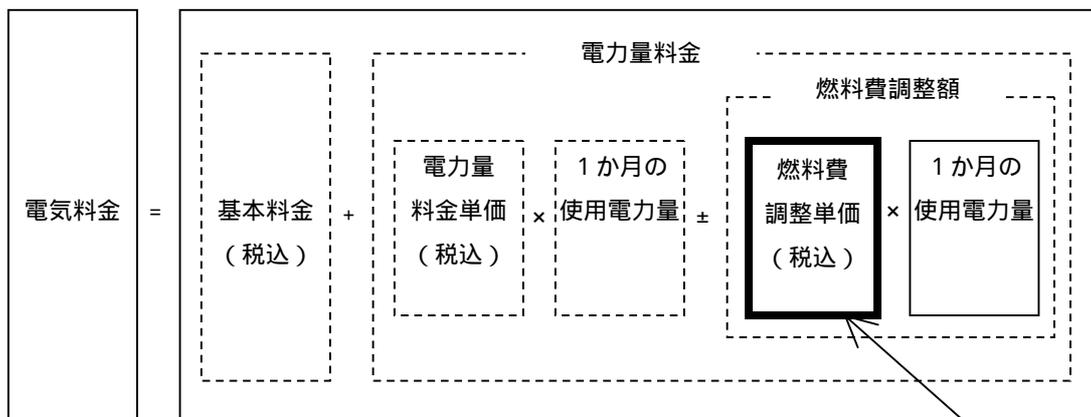
昨今の厳しい経済情勢の中、経済産業省より、ご家庭など低圧で受電されるお客さまの平成 21 年 1 月分から 3 月分の燃料費調整について、安定供給と経営の健全性の確保を前提に、消費者の視点に立った激変緩和措置について前向きに対応するよう要請をいただきました。

この要請を踏まえ、現状の経済情勢のもとで、公共料金である電気料金がお客さまに与える影響や当社の厳しい収支状況等を総合的に勘案した結果、ご家庭などのお客さまの平成 21 年 1 月分から平成 22 年 3 月分の電気料金における燃料費調整について、お支払い負担の平準化を図るための特別措置を実施することといたしました。

2. 特別措置の概要について

ご家庭など低圧で受電されるお客さまの平成 21 年 1 ～ 3 月分の電気料金について、現行制度にもとづいて算定した燃料費調整単価を 50%程度に低減いたします。また、平成 21 年 4 ～ 6 月分、7 ～ 9 月分、10 ～ 12 月分および平成 22 年 1 ～ 3 月分の各四半期の燃料費調整単価については、低減分の四分の一相当をそれぞれ加算することといたします。

< 従量制供給の場合 >



	現行の燃料費調整制度により算定した燃料費調整単価	特別措置単価	実際に適用となる燃料費調整単価
平成 21 年 1 ~ 3 月分	+ 2.83 円/kWh	1.42 円/kWh	+ 1.41 円/kWh
平成 21 年 4 ~ 6 月分	± A 円/kWh(平成 21 年 1 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± A + 0.36 円/kWh
平成 21 年 7 ~ 9 月分	± B 円/kWh(平成 21 年 4 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± B + 0.36 円/kWh
平成 21 年 10 ~ 12 月分	± C 円/kWh(平成 21 年 7 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± C + 0.36 円/kWh
平成 22 年 1 ~ 3 月分	± D 円/kWh(平成 21 年 10 月末確定)	+ 0.34 円/kWh	± D + 0.34 円/kWh

平成 21 年 4 ~ 6 月分、7 ~ 9 月分および 10 ~ 12 月分の特別措置単価は、平成 21 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価の低減幅を四分の一した値といたします（小数点以下第三位四捨五入）。

平成 22 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価は、平成 21 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価の低減幅から、平成 21 年 4 ~ 6 月分、7 ~ 9 月分および 10 ~ 12 月分の特別措置単価の合計を差し引いた値といたします。

< 平成 21 年 1 ~ 3 月分における一般のご家庭*の影響額 >

現行の燃料費調整制度により算定した燃料費調整額は、前期（平成 20 年 10 ~ 12 月）より 820 円の増加となりますが、特別措置を講じることにより、409 円の増加に緩和されることとなります。

なお、その低減分相当については、平成 21 年 4 月分から平成 22 年 3 月分の燃料費調整に加算させていただきます。

前期支払額 (10 ~ 12 月分)	今回支払額 (1 ~ 3 月分)	前期との差	(参考) 特別措置前	
			今回支払額 (1 ~ 3 月分)	前期との差
6,797 円	7,206 円	409 円	7,617 円	820 円

* 30 A、290 kWh / 月、口座振替割引額、消費税等相当額を含む